

山武市危険コンクリートブロック塀等 撤去事業補助制度のご案内

山武市では、地震発生時におけるコンクリートブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なコンクリートブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助しています。

1 補助対象事業

- ・危険なコンクリートブロック塀等（コンクリートブロック、コンクリートパネル、レンガ造、その他組石造を用いて築造した塀及び門柱並びにこれらの基礎をいう）を撤去する事業
- ・一部撤去の場合は、一部を撤去することにより倒壊の危険がなくなるものであること

2 補助対象ブロック塀等

次のいずれにも該当するものであること

- ① 山武市内に存在すること
- ② 道路面からの高さが1 m以上であること
〔擁壁の上に築造されている場合は、擁壁を含む高さが1 m以上、かつ、塀等の高さが60 cm以上であること〕
- ③ 建築基準法第42条に規定する道路に面していること（市都市整備課窓口にて確認可）
- ④ 危険コンクリートブロック塀等が設置された敷地とその敷地が面する道路との境界が確定していること



3 補助対象要件

次のいずれにも該当するものであること

- ① ブロック塀等の所有者であること または
所有者から撤去工事の承諾を得ている管理者であること（法人は対象外）
- ② 既にこの要綱又は同類・類似の補助金の交付を受けていないこと
- ③ 市税等を滞納していないこと
- ④ 販売を目的とした整地や建物解体工事をする際にブロック塀等を撤去するものでないこと
- ⑤ 当該ブロック塀等が、道路改良等公共事業の補償対象ではないこと
- ⑥ 自ら所有するブロック塀等を自ら撤去するものでないこと
- ⑦ 暴力団密接関係者でないこと（山武市暴力団排除条例第9条に規定）

4 補助金の額

次の金額のうち、いずれか少ない額（補助限度額 10万円）

- ① ブロック塀等の撤去に要する費用の合計金額
- ② ブロック塀等の長さ1 mあたり1万円を乗じた金額



5 申請受付期限

補助金の交付を受けようとする年度の11月末日まで

裏面へ続く

6 補助金の交付申請

- ・ 補助金の交付を受ける際には、契約及び撤去工事を行う前に交付申請が必要になります。
- ・ 補助金交付申請書の提出後、市で内容を審査し、その後申請者へ交付決定の通知を行います。交付申請から補助金の交付決定まで審査期間を要するため、余裕を持った計画を立ててください。
- ・ 契約及び撤去工事は補助金交付の可否の決定までお待ちください。
- ・ 交付決定通知の前に契約及び撤去工事を行った場合には、補助金の交付を受けられませんのでご注意ください。

7 問い合わせ先

山武市役所 建設環境部 都市整備課 都市計画係

☎ 0475(80)1191